

岐阜県公報

号 外 (16) 令和四年四月一日

目 次

人事委員会規則

○職員任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	五
○委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	六
○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	六
○岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
○岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	九
○岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	(同)	九

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「デジタル政策統括監」を削り、同項本庁次

長の欄中「東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」、「東京オリン

ピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監」及び「図書館副館長」を削り、「及

び恵那農林事務所長」を、「恵那農林事務所長及び飛騨農林事務所長」に改め、同項本

庁課長の欄中「ねんりんピック推進事務局総括監」、「デジタル政策調整監」及び「情報

システム管理監」を削り、「学校連携企画監」を「デジタル政策調整監」に、「生物多

様性企画監」を「生物多様性企画監」に改め、「温暖化・気候変動対策監」を削

「温暖化・気候変動対策監」に改め、「温暖化・気候変動対策監」を削

「芸術文化企画監

令和四年四月一日

長」を「岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所課長」に改め、同項課長補佐の欄中「（美濃土木事務所、郡上土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣瀬 英二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項の表第七号の業務の項中「鑑識課機動鑑識係及び現場係並びに警察署鑑識係」を「刑事総務課（手口係に限る。）、鑑識課及び科学捜査研究所並びに警察署（鑑識係に限る。）」に改める。

第三十八条の十第一項中「環境生活部環境企画課」及び「農政部家畜伝染病対策課」を削る。

第三十八条の十三第五項中「林政部森林整備課、林政部治山課」を「林政部森林経営課、林政部森林保全課」に改める。

第三十八条の十八第七項中「商工労働部商工政策課」を「商工労働部商工・エネルギー政策課」に改める。

別表第一警察本部地域課の項中「警察本部地域課」を「警察本部警備第二課」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「デジタル政策統括監」を「デジタル推進局長、観光国際局長」に、「局長、次長」を「県民文化局長、子ども・女性局長、都市公園整備局長、次長」に改め、「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」、「東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監」、「ねんりんピック推進事務局総括監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長」、「デジタル政策調整監」及び「情報システム管理監」を削り、「学校連携企画監、地域調整監」を「デジタル政策調整監、情報システム管理監」に改め、「生物多様性企画監」の下に「温暖化・気候変動対策監」を加え、「温暖化・気候変動対策監」を削り、「芸術文化企画監」の下に「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監、全国高等学校総合文化祭推進監」を加え、「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に改め、「岐阜県保育士・保健所支援センター副センター長」を削り、「児童虐待対策監」の下に「エネルギー対策監」を加え、「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監」を削り、「競馬監督監」の下に「販売戦略企画監」を加え、「花き振興企画監」を「花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長」に改め、「畜産指導監」の下に「家畜防疫企画監」を加え、「ぎふ木育推進監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監」を削り、「中小企

業総合人材確保センター副センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長、岐阜県保育士・保健所支援センター副センター長、中小企業総合人材確保センター副センター長」に改め、同部東京事務所の項中

移住定住推進監、企業誘致監

四種

課長

六種

課長、移住定住推進監、企業誘致監

四種

改め、同部食肉衛生検査所の項中

所長、食肉検査監

四種（中央食肉衛生検査所の所長にあつては、二種）

所長、食肉検査監

四種（中央食肉衛生検査所の所長にあつては、二種）

総務課長

六種

改め、同部知的障害者更生相談所の項及び発達障害者支援センターの項中「課長」を「総務課長」に改め、同部子ども相談センターの項中「判定課長」を「連携支援課長」に、「中濃子ども相談センター」を「東濃子ども相談センター」に改め、「限る。」の下に「地域連携課長、判定課長」を加え、同部障がい者総合就労支援センターの項中

所長

二種

副所長

四種

を

に

を

に

を

所長	二種	に	改め、同部障がい者職業能力開発校の項中「副校長、」を削り、同部岐阜関ヶ原古戦場記念館の項中
副館長	二種	に、	「企画課長」を「課長」に改め、同部農林事務所の項中「総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）に限る」を「東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長を除く」に、「総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）を除く」を「東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長に限る」に改め、同部岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項中
総務課長	四種	を	「企画課長」を「課長」に改め、同部農林事務所の項中「総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）に限る」を「東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長を除く」に、「総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）を除く」を「東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長に限る」に改め、同部岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項中
所長	四種	を	「企画課長」を「課長」に改め、同部農林事務所の項中「総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）に限る」を「東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長を除く」に、「総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）を除く」を「東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長に限る」に改め、同部岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項中
所長	四種	に	改め、同部流域浄水事務所の項中「副所長」を削り、同表警察本部長の部警察本部の項中「警察航空隊長」及び「健康管理対策室長」を削り、「自動車運転免許試験場長」を「警察航空隊長」に改める。
総務課長	六種	に	改め、同部流域浄水事務所の項中「副所長」を削り、同表警察本部長の部警察本部の項中「警察航空隊長」及び「健康管理対策室長」を削り、「自動車運転免許試験場長」を「警察航空隊長」に改める。
別表第五小学校の表高山市の項の前に次のように加える。			

大垣市	時小学校	一級地	別表第五小学校の表高山市の項中
本郷小学校	一級地	を	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
庄川小学校	二級地	に	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
枳尾小学校	二級地	に	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
岩滝小学校	一級地	を	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
本郷小学校	二級地	に	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
庄川小学校	二級地	に	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
枳尾小学校	二級地	に	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
高鷲北小学校	二級地	を	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
石徹白小学校	三級地	に	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
小川小学校	三級地	に	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
高鷲北小学校	二級地	に	改め、同表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項を次のように改める。
加茂郡八百津町 久田見小学校			
一級地			

	白川町 黒川小学校 蘇原小学校	東白川村 東白川小学校	白川町 佐見小学校	二級地
--	-----------------------	----------------	--------------	-----

別表第五中学校の表高山市の項を次のように改める。

高山市	
朝日中学校	一級地
莊川中学校 北稜中学校	二級地

別表第五中学校の表揖斐郡の項を削り、同表加茂郡の項中

八百津町 八百津東部中学校 白川町 黒川中学校 東白川村 東白川中学校	一級地
白川町 佐見中学校	二級地

「
に
た

八百津町 八百津東部中学校 白川町 黒川中学校 東白川村 東白川中学校	一級地
--	-----

「

別表第五の二大垣市の項を削り、同表高山市の項を次のように改める。

改める。

高山市	朝日小学校
-----	-------

別表第五の二高山市の項の次に次のように加える。	
恵那市	中野方小学校
別表第五の三恵那市の項中「中野方小学校」を「恵那北中学校」に改める。 別表第五の四中	
揖斐郡揖斐川町坂内広瀬三五一	坂内小学校 及び
揖斐郡揖斐川町坂内広瀬三五一	坂内中学校 を削る。
附 則	
(施行期日)	
1 この規則は、公布の日から施行する。	
(へき地手当に関する経過措置)	
2 令和四年四月一日（以下「適用日」という。）の前日においてこの規則による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則別表第五又は別表第五の二に掲げるへき地学校又はこれに準ずる学校に勤務し、へき地手当の支給を受けていた職員で、適用日においてこの規則による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則別表第五又は別表第五の二に掲げるへき地学校又はこれに準ずる学校に勤務し、支給されるべきへき地手当（以下「新手当」という。）の月額が級地を異にすることにより適用日の前日におけるへき地手当（以下「旧手当」という。）の月額に達しないこととなるものについては、適用日後当該職員が引き続き同一の学校に勤務する場合（当該学校の移転があった場合を除く。）においては、新手当の月額が当該職員に係る旧手当の月額に達するまでの間、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「デジタル政策統括監」、「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」、「東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監」、「ねんりんピック推進事務局総括監」、「デジタル政策調整監」及び「情報システム管理監」を削り、「学校連携企画監、地域調整監」を「デジタル政策調整監、情報システム管理監」に改め、「生物多様性企画監」の下に「温暖化・気候変動対策監」を加え、「温暖化・気候変動対策監」を削り、「芸術文化企画監」の下に「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監、全国高等学校総合文化祭推進監」を、「児童虐待対策監」の下に「エネルギー対策監」を加え、「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監」を削り、「競馬監督監」の下に「販売戦略企画監」を加え、「花き振興企画監」を「花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長」に改め、「畜産指導監」の下に「家畜防疫企画監」を加え、「ぎふ木育推進監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監」及び「情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査」を削り、「清流の国づくり政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任」の下に「情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査」を加え、「商工政策課」を「商工・エネルギー政策課」に改め、同表子ども相談センターの項中「判定課長」を「連携支援課長」に、「中濃子ども相談センター」を「東濃子ども相談センター」に改め、「限る。」の下に「地域連携課長、判定課長」を加え、同表家畜保健衛生所の項中「保健衛生課長」の下に「（中央家畜保健衛生所、東濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）」を加え、同表精神保健福祉センターの項中「総務課長、保健福祉課長」を「課長」に改め、同表食肉衛生検査所の項中「食

肉検査監」の下に「総務課長」を加え、同表発達障害者支援センターの項中「課長」を削り、同表障がい者総合就労支援センターの項中「副所長」を削り、同表障がい者職業能力開発校の項中「副校長」を削り、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項中「所長」の下に「課長」を加え、同表流域浄水事務所の項中「副所長」を削る。

別表第三事務局の部本庁の項中「及び主任」を「主査、主任及び主事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表東濃西部広域行政事務組合の項中「東濃看護専門学校副学校長」を削り、同表東濃中部病院事務組合の項中「課長」の下に「主幹」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄中、「ねんりんピック推進事務局総括監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長」、「ねんりんピック推進事務局次長、デジタル政策調整監」及び「情報システム管理監」を「スポーツ誘致推進監」や「スポーツ誘致推進監、ねんりんピック推進事務局次長」及び「学校連携企画監、地域調整監」や「デジタル政策調整監、情報システム管理監」及び「生物多様性企画監」や「生物多様性企画監、温暖化・気候変動対策監」に改め、「温暖化・気候変動対策監」を「芸術文化企画監」や「芸術文化企画監、国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監、全国高等学校総合文化祭推進監」及び「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長」や「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に改め、「岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長」を「児童虐待対策監、児童虐待対策監、エネルギー対策監」に改め、「中小企業総合人材確保センター副センター長」及び「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監」を「技術指導監、花き振興企画監」や「販売戦略企画監、技術指導監、花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長」及び「畜産指導監」や「畜産指導監、家畜防疫企画監」に改め、「ぎふ木育推進監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監」を「又は地域出納審査監」や「地域出納審査監、男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長又は中小企業総合人材確保センター副センター長」に改め、同項八級の欄中「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」及び「東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監」を「又は同項九級の欄中「デジタル政策統括監」を「又は同項九級の欄中「デジタル政策統括監」を次のように改め。

課長（総務課長を除く。）の職務

別表第一イの表知事の部文化財保護センターの項五級の欄中「課長」を「困難な業務

務を行う課長」に改め、同部保健所の項六級の欄中「課長」を「課長（保健所の事務所の課長を除く。）」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副所長の職務

別表第一イの表知事の部岐阜地域福祉事務所の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一イの表知事の部食肉衛生検査所の項五級の欄中「課長」を「課長（中央食肉衛生検査所の課長を除く。）」に改め、同項六級の欄を次のように改める。

課長（中央食肉衛生検査所の課長に限る。）の職務

別表第一イの表知事の部身体障害者更生相談所の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一イの表知事の部知的障害者更生相談所の項五級の欄を次のように改める。

課長（総務課長を除く。）の職務

別表第一イの表知事の部知的障害者更生相談所の項六級の欄中「課長」を「所長又は課長（総務課長に限る。）」に改め、同部発達障害者支援センターの項五級の欄を次のように改め。

課長（総務課長を除く。）の職務

別表第一イの表知事の部発達障害者支援センターの項六級の欄中「課長」を「課長（総務課長に限る。）」に改め、同部子ども相談センターの項五級の欄及び六級の欄中「総務課長」を「総務課長、連携支援課長、地域連携課長」及び「中瀬子ども相談セン

ター」を「東濃子ども相談センター」に改め、同部国際たくみアカデミーの項四級の欄を次のように改める。

科長又は課長の職務

別表第一イの表知事の部国際たくみアカデミーの項五級の欄中「学長」を「困難な業務を行う科長」に改め、同部木工芸術スクールの項五級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う課長の職務

別表第一イの表知事の部障がい者総合就労支援センターの項六級の欄中「副所長」を削り、同部障がい者職業能力開発校の項四級の欄を次のように改める。

科長の職務

別表第一イの表知事の部障がい者職業能力開発校の項五級の欄中「学長」を「困難な業務を行う学長」に改め、同項六級の欄中「副学長」を削り、同部農林事務所の項六級の欄及び八級の欄中「及び志那農林事務所」を「志那農林事務所及び飛騨農林事務所」に改め、同部岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項五級の欄中「課長」を「課長（総務課長を除く。）」に改め、同項六級の欄中「所長」を「所長又は課長（総務課長に限る。）」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一イの表知事の部流域浄水事務所の項六級の欄中「副所長」を削り、同項七級の欄中「又は副所長」を削り、同表教育委員会の部事務局の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う教育主管の職務

別表第一イの表警察本部長の部共通の項を削り、同部警察本部の項六級の欄中「参

事管理対策室長又は自動車運転免許試験場長」を削る。

別表第一ロの表警察本部長の部警察本部の項七級の欄中「広報官」を「広報官、デジタル企画官」に、「人材育成・デジタル企画官」を「人材育成企画官」に、「捜査支援室長」を「捜査支援室長、自動車運転免許試験場長」に改め、「人身安全対策室長」を削る。

別表第一への表知事の部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項四級の欄中「飛騨牛銘柄推進監、部門長、食品安全検査センター長」を「副所長、部門長、飛騨牛銘柄推進監、主任部長研究員、食品安全検査センター長、主幹」に改め、同項五級の欄中「副所長」を「困難な研究を行う副所長」に改める。

別表第一トの表知事の部希望が正こども医療福祉センターの項三級の欄中「診療支援部長又は児童発達支援センター長」を「児童精神科部長、リハビリテーション部長、診療支援部長、発達精神医学研究所長、児童発達支援センター長又は連携支援部長」に改め、同項四級の欄中「医療福祉連携部長」を「連携支援部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第三条第四号イ(3)」を「第三条第四号イ(2)」に改める。

第十四条の二（見出しを含む。）中「第二十五条第二号ロ」を「第二十五条第二号」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「一般社団法人岐阜県農畜産公社」を「一般社団法人岐阜県農畜産公社 一般社団法人岐阜県観光連盟」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十二項を第三十三項とし、第二十八項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、第二十七項の次に次の一項を加える。

（令和五年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

28 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、令和五年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和五年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「令和四年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあつては、三号給以上」とあるのは「職員にあつては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあつては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあつては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から令和四年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和五年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十八項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「第四十九条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社